
諫早湾の水門開放から 有明海の再生へ

■ 最新の研究が示す開門の意義



はじめに

2010年12月、諫早湾干拓の排水門の開放（開門）を国に命じる判決が確定しました。干拓事業による諫早湾の閉め切りが、周辺の漁業に悪影響を与えている可能性が高いことを裁判所が認めたからです。

この判決を後押しするような研究者組織の動きもありました。2013年12月20日（確定判決が命じた「排水門の開放」の開始期限日）、生物学分野の4つの学術組織（日本魚類学会、日本生態学会自然保護専門委員会、日本鳥学会鳥類保護委員会、日本ベントス学会自然環境保全委員会）が連名で「有明海奥部の貴重な生物相と生態系機能を保全する見地から諫早湾の潮受け堤防の排水門開放を求める要望書」を内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣宛に提出しました。

研究者からの開門を求める意見は、開門判決の確定以前からあり、2004年には、農水省の中・長期開門調査見送りに対し、本書の執筆者を含む9名の研究者が「農水省はただちに中・長期開門調査を行うべきである」という共同声明を発表しました。この声明では、諫早湾干拓事業が有明海の漁業被害の主たる原因である蓋然性が高いことを指摘し、開門により被害が生じるといふ農水省の見解を批判して、農水省の代替案では有明海の漁場環境は回復しないことを述べています。

しかし、国は開門に積極的に取り組もうとせず、確定した判決に国が従わないという異常事態が続いています。

そのような状況の中、開門を求める有明海沿岸の漁業者や市民の集まりである有明海漁民・市民ネットワークの呼びかけに応じて、諫早湾や有明海の漁業・自然環境の調査研究に取り組んでいる専門家が再び集まり、諫早湾開門研究者会議というグループを2015年3月に結成しました。この研究者会議の最初の取り組みが本書の出版です。この本では、諫早湾干拓の問題点を改めて整理し、開門の必要性を広く社会に訴えることを目的にしています。

本書は、1章で干拓事業の経緯や、開門をめぐる行政、裁判などの社会的な動向を説明した後、2章以降の科学的な解説を読んでいただくという構成になっています。

2章では、干潟の浄化能力の喪失による、調整池からの多量の汚濁物質の

排出が、諫早湾や有明海での赤潮や貧酸素の発生、漁獲量の減少を招いていることを解き、その回復のためには開門による海水導入が必須であることを、2002年に行われた短期開門調査の結果から説明します。

3章では、調整池の水質悪化によって大発生しているアオコに焦点を当てて、その毒素が有明海奥部まで拡散していることや、諫早湾周辺の魚介類や米からも検出されていることを示し、その解消にはやはり開門しかないことを述べます。

4章では、有明海の底生動物が短期開門調査直後に急増し、その後は年々減少している調査結果を報告します。底生動物は魚介類の食物として重要であるため、この結果は近年の漁船漁業の深刻な衰退と密接に関係していることを示します。また、短期開門調査直後の底生動物の増加は、有明海奥部だけでなく湾口部でも見られることから、諫早湾閉め切りや短期開門調査は有明海全域に影響を及ぼしている可能性が指摘されています。

5章では、過去の海底堆積物などの調査から確認された有明海奥部東側での流速の低下と、1990年代後半からの赤潮の大規模化について、諫早湾の潮受け堤防建設による影響の可能性を考え、そのメカニズムを考察します。

ところで「開門」と「開門調査」は、本来は異なるものです。2000年冬の養殖ノリの大不作で設置された第三者委員会が、干拓事業との因果関係を解明するために、短・中・長期の開門を行って、環境の変化を検証するように提言したのが「開門調査」です。福岡高裁の確定判決は「開門」を命じていますが、開門の期間を5年間としていることから、第三者委員会と同様の「開門調査」を命じているとも言えます。

一方で、私たちは、これまでの研究結果に基づいて、有明海の「異変」の主な原因が諫早湾干拓にあるという立場から、干潟の再生や潮流の回復など環境改善のための恒久的な「開門」の必要性を訴えています。

しかし、調査のための開門も、早急に求められている環境回復につながるものであり、調査として始め、順応的に開門を行っていくことの方が、社会的な理解を得やすいという面もあります。したがって、私たちが求めているのは、「開門調査」を含めた「開門」であり、本書の中では用語を厳密に区別せずに使っている場合もありますのでご注意ください。

それにしても、「開門」ではなく「開門調査」という慎重な要求でさえも、

それを阻もうとする農水省や長崎県の姿勢は異様といえるでしょう。それは「開門」が、公共事業がはらむ政治・社会的な問題を隠蔽している扉まで開けてしまうものだからかもしれません。

本書を読んで、諫早湾干拓問題についての理解を深めていただければ幸いです。

なお、2章で研究成果を紹介した松川康夫さんは、諫早湾開門研究者会議の発起人の一人です。重い病気の療養中でありながら、本書の最初の企画会議に駆けつけていただきましたが、2015年5月末に他界されました。松川さんのご遺志でもある有明海再生に、本書が少しでも貢献できるよう願っております。

諫早湾開門研究者会議
メンバー一同

諫早湾の水門開放から有明海の再生へ

—最新の研究が示す開門の意義—

目 次

はじめに	1
1章 開門問題に関するイントロダクション	5
●陣内隆之	
2-1章 干拓事業によって失われた諫早湾干潟の浄化機能	18
2-2章 調整池からの多量の汚濁物質の排出が 諫早湾、有明海に及ぼす影響	31
2-3章 諫早湾干拓事業と有明海漁業衰退との因果関係	43
2-4章 有明海異変の原因と開門による漁業環境回復の可能性	54
●佐々木克之	
3章 諫早湾調整池の有毒アオコ	65
●高橋 徹／梅原 亮	
4章 諫早湾閉め切り以降の有明海底生動物の消長	81
●東 幹夫／佐藤慎一	
5章 有明海奥部海域の海底堆積物と潮流速の関係	93
●堤 裕昭／小松利光	
コラム 諫早名物の天然ウナギをよみがえらせる	108
●佐藤正典	
有明海に寄せられる心配を希望に換えて返すために	115
●清野聡子	
あとがき —有明海の再生から日本の再生へ—	117
●錦織 淳	

*表紙写真：北部排水門と潮受け堤防（写真：時津良治）

2000年12月、有明海ではリゾソレニアという赤潮プランクトンが大発生し、ノリの大不作が起こりました。これを契機に、有明海異変といわれる漁業不振が顕在化し、現在までの16年の間に問題はいっそう深刻化しています。諫早湾干拓事業との因果関係が注目され、2010年12月には諫早湾排水門の常時開放を命じる判決が確定しましたが、国が自ら受け入れた確定判決を守らないという異常事態が続いています。

本章は、次章以降の参考のための序論として開門問題をまとめたものです。

1. 開門問題の原点

(1) ノリ大不作と有明海異変

「宝の海」といわれ、漁業資源に恵まれた有明海でしたが、漁獲量の減少は全国的に見ても著しいものがあります（図1）。中でも諫早湾および周辺部の漁業不振は深刻で、漁船漁業者からは漁獲年収100万円以下という嘆きの声も聞かれます。

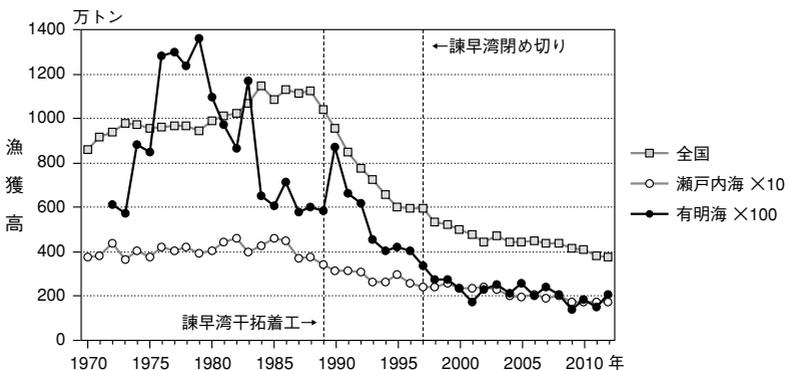


図1 有明海、瀬戸内海、全国の漁獲量の変化。対比のため有明海は100倍、瀬戸内海は10倍の値にしています

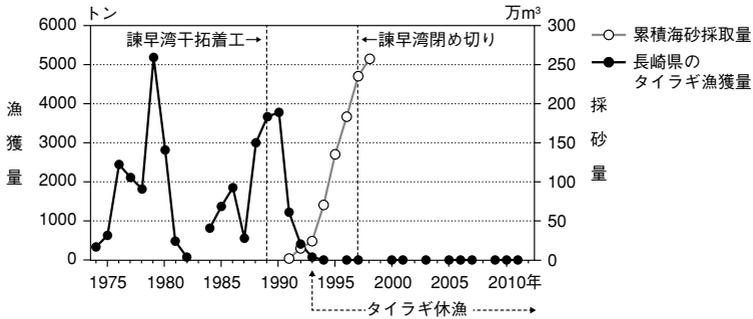


図2 長崎県のタイラギ漁獲量と、干拓工事による諫早湾口付近での海砂の累積採取量

漁業不振の原因は複数考えられますが、ノリ不作を受けて漁業者の多くが諫早湾干拓事業の影響を問題視しています。実際、諫早湾干拓事業が起工された1989年以降、諫早湾および周辺の漁獲は減り続け、主要産物のひとつであったタイラギの漁獲は長崎県では1993年以降、休漁が続いています（図2）。1986年に縦覧された環境アセスメントでは「影響は計画地の近傍に限られる」としていたにもかかわらず、工事の進行とともに想定を超える被害が続き、ノリの大不作で被害が有明海全体に及んだことから、有明海異変として全国的にクローズアップされる社会問題になりました。

(2) 諫早湾閉め切りと干潟喪失

諫早湾干拓問題の全国化という意味では、これより前、1997年4月14日の諫早湾閉め切りを語らなければなりません。1.2 kmの潮受け堤防開放工区に293枚の鋼板が次々と落とされ、「ギロチン」と形容された閉め切りの映像は、人々に衝撃を与え、諫早湾干拓事業は一気に全国問題となりました。累々と広がるハイガイやカキの死骸は、諫早湾干潟の豊かさと悲劇を物語る光景でした。約2900 haもの広大な諫早湾干潟は、ムツゴロウやシオマネキなど固有種や特産種でにぎわう日本有数の干潟であり、渡り鳥の休息の場として世界的にも重要な場所だったのです。大切な干潟を失うことに対する危機感から、干拓事業の中止を求める声が大きく沸き上がったのですが、工事は粛々と進んでいきました。そこに起こったのがノリの大不作でした。救うべき対象が諫早湾干潟から有明海全域、漁業を中心とする地域経済にまで広がっていった出来事であり、この2つが開門問題の原点です。

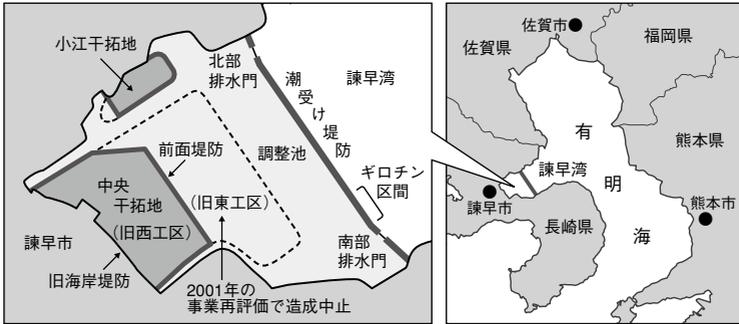


図3 諫早湾干拓事業の概要。干陸面積：942 ha、調整池面積：2600 ha、総事業費：2533億円、工事完了：2008年3月

2. 諫早湾干拓事業とは

(1) 環境悪化が宿命の複式干拓

諫早湾干拓事業とは、諫早湾奥部の浅海域3550 haを7 kmの潮受け堤防で閉め切り、その中に内部堤防で囲んだ農地を造成するとともに、淡水化させた調整池から農業用水を確保しようという「複式干拓」です(図3)。

諫早湾を含む有明海奥部では、大きい干満差によって浮泥とよばれる懸濁物が自然に堆積し、干潟を形成・拡大する特徴があります。諫早湾では、こうした干潟の拡大に応じて、地先を少しずつ干拓する「地先干拓」を戦前まで続けてきました。地先干拓は自然の摂理に従った持続可能な開発手法だったのですが、複式干拓の場合は、自然を強制的に改変することから、干潟が潮受け堤防の外側に形成されることもなく、調整池の水質悪化など環境への負荷が大きくなる宿命があります。調整池の外側の有明海が閉鎖性海域であることも、環境負荷が増大する要因です。オランダやイタリアなど複式干拓先進国では、閉め切りを開放して海水交換を復元する見直しが行われてきており、韓国のシファ湖や日本の中海干拓でも水門が開放され環境改善が進んでいます。

(2) 核心から逃げた計画変更

諫早湾干拓事業の計画変更はこれまでに3度行われてきました。1回目は1991年、調整池に流れ込む一級河川・本明川の管理者である建設省の要求で北部排水門が設置されたことです(当初計画では排水門は南部1カ所でした)。

「諫早湾干拓事業計画（一部変更）に係る環境影響評価書」はこの時に再作成されたものです。

2回目は1999年、総事業費を1350億円から2490億円に増額する計画変更でした。総事業費を実態に合わせたもので、「小さく産んで大きく育てる」といわれる無駄な公共事業特有の手法です。

3回目は2001年、干拓面積を1840 haから942 haに半減する計画変更でした。これは、2001年8月に国営事業再評価第三者委員会が「環境への真摯かつ一層の配慮」を求める答申を出したことが関連しています。そしてその背景には、前年12月のノリ大不作に端を発した有明海漁民の猛抗議がありました。事業中止勧告が期待された再評価でしたが、複式干拓という骨格は維持するという結果に終わりました。

3. 水門開放の推進力となる2つの判断

(1) ノリ第三者委の開門見解

漁民の猛抗議を受けて、農水省は、2001年3月に有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会（ノリ第三者委）を設置し、開門や潮受け堤防撤去を求める抗議をかわそうとしました。ところが、ノリ第三者委は、同年12月に短期・中期・長期にわたる開門調査を求める見解を発表し、農水官僚を震え上がらせました。

ノリ第三者委は、「諫早湾干拓は、重要な環境要因である流動および負荷を変化させ、諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与えていると想定される」として、2カ月程度の短期、半年程度の中期、数年にわたる長期の開門調査を順次実施するよう求めたわけですが、その目的は「諫早湾干拓事業が引き起こしたと指摘されている有明海の環境変化の諸事象について、その指摘の適否を検証すること」でした。有明海異変の原因究明の一環として開門調査が必要であること、そして「開門はできるだけ長く大きいこと」「調整池の水位管理を緩めて毎日の水位変動を大きくし、できる干潟面積を増やすこと」が求められました。

(2) 常時開門を命じた確定判決

開門のもう一つの推進力が、排水門の常時開放を命じた確定判決です。これは、2008年6月に「3年間の準備の後に5年にわたる諫早湾排水門の常時

開放」を命じた佐賀地裁判決が原点にあります。

2010年12月、福岡高裁はこの佐賀地裁判決を支持し、菅首相が最高裁への上告を見送り、判決が確定したのです。同年4月に開門調査の実施に前向きな検討報告書を赤松農水大臣に提出していた民主党政権ですが、法的に確定したことで開門はもはや確実と思われました。判決は、「閉め切り後に諫早

■諫早湾閉め切り（潮止め）と水門開放

よく誤解されるのですが、閉め切りといっても調整池は周囲から流れ込んだ水を貯め込んでいるだけではありません。調整池の水位を一定（海拔-1.2m~-1.0m）に保つために、水位が上昇した時に排水門から排水しています。淡水化した調整池に海水を入れないように、干潮時に北部200m、南部50mの排水門および中央排水ポンプから排水しています。図1の「ギロチン区間」は、堤防の一部として固められ、排水機能はありません。

水門開放（開門）とは現状の一方向の排水ではなく、海水を調整池内に入れる双方向の開門のことです。これによって淡水化された調整池は汽水域に戻り、潮汐に応じた水の動きが回復します。盛り土をする「埋め立て」と違って、海を堤防でせき止めて干潟をそのまま陸地化した「干拓」の場合、常に水門を開放し、干満に合わせて海水を大きく出し入れすることで、干潟の部分的な再生も可能なのです。

また、現在の調整池からの排水は淡水のため海水よりも軽く、海面を広がるように流れます。そのため諫早湾の海水の上に汽水の層をつくり（成層化）、赤潮や貧酸素の原因となります。一方、常時開門されれば、海水が調整池に流れ込み、調整池の塩分が上昇するだけでなく、干潟面と潮流の摩擦によって乱流が発生し、海水と淡水がよく混ざり合います。この混ざり合った水が排水時に諫早湾に流れ出ることになるので、成層が発生しにくくなります。

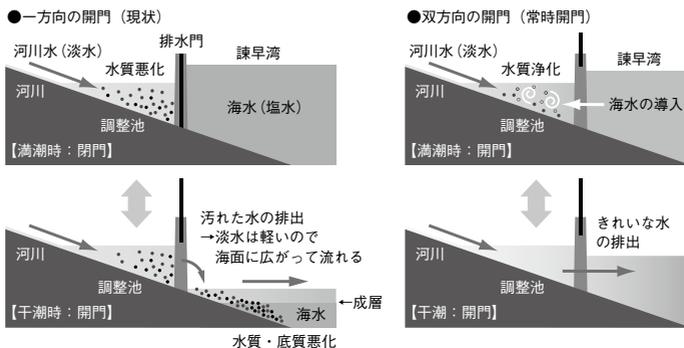


図4 一方向の開門（現在）と双方向の開門（常時開門）の違い

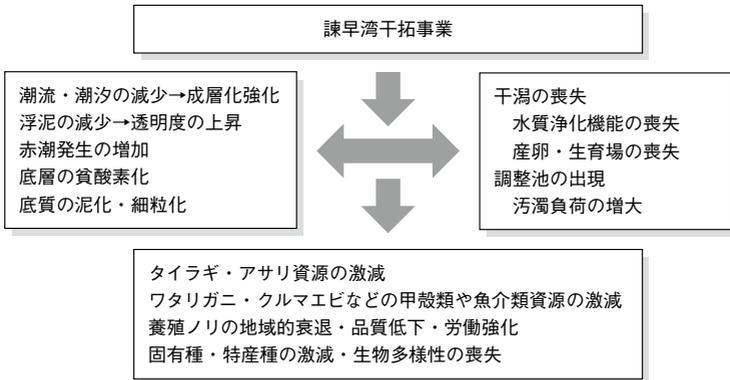


図5 有明海異変のメカニズム。参考資料：日本海洋学会誌『海の研究』16巻6号、宇野木・佐々木「有明海異変の発生システム図の補正」より、一部修正

湾およびその近傍部で魚類の漁獲量が有意に減少している」ことをもって漁業被害の発生を認めるとともに、「諫早湾およびその近傍部においては、閉め切りによって潮流・潮流速が減少し、成層度が強化し貧酸素水塊の発生が促進されている可能性が高い（さらに赤潮の発生が促進されている可能性もある）」として、閉め切りと漁業被害との因果関係を認定しました。3年の猶予期間が認められたのは、常時開放によって危惧される洪水被害を防止するためには約3年の工期を要すると農水省が主張したことからです。

ノリ第三者委見解以降、研究者による因果関係の解明が進み、図5に示すようなメカニズムが次第に明らかになっていました。

判決は、諫早湾およびその近傍部においてはこのメカニズムをおおむね認める一方、有明海全域については不明としました。諫早湾および近傍の漁業被害と干拓事業の因果関係は認められましたが、「将来、常時開放よりも適切な対策が発見・開発され、因果関係の証明を基礎づける事実関係が変動する可能性」が考慮され、5年間という期限が設けられました。ノリ第三者委が求めた長期開門調査は、淡水域から海域の干潟生態系に移行するのに要する期間やその後の調査期間を考慮したのですが、確定判決もまたノリ第三者委見解をふまえて期限を設けたものと思われます。すなわち、確定判決には、被害救済策という意味合い以上に、因果関係の究明に開門調査が不可欠であるという意味が含まれています。したがって、開門調査によって因果関係が

明確になれば、水門の常時開放の継続や更なる対策が検討されることとなります。

4. 開門に抵抗する国の動き

(1) 短期開門調査の実施と中・長期開門調査の見送り

農水省は、ノリ第三者委の見解を骨抜きにするために、さまざまな動きを見せました。はじめに、「事業と調査は別」として、中断していた干拓工事を見解発表の翌月に再開させ、4月には非公式に関係者を東京に集めて、短期開門調査の実施と引き換えに事業の早期完成を約束したのです。この短期開門調査は、調整池の水位を現状（海拔-1.2m～-1.0m）のままに制限した方法で、2002年4月24日から5月20日まで行われ、不十分ながら海水が調整池に導入されました。

その後も佐賀・福岡・熊本3県からは中・長期開門調査を求める決議や要望が殺到しましたが、農水省は同じ官僚出身者を委員にした中・長期開門調査検討会議を2003年1月に組織し、開門調査に消極的な最終答申を出させた上で、2004年5月には亀井農水大臣によって中・長期開門調査の見送りが表明されました。

農水省は中・長期開門調査に代わる方策として、①有明海の環境変化の仕組みの更なる解明のための調査、②環境改善を効果的に進めるための現地での対策の実証、③調整池からの排水の抜本的な改善という3項目の有明海再生策を示しました。

一方で、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（有明海特措法）が2002年11月公布、施行され、同法に基づき有明海・八代海総合調査評価委員会（有明海評価委）が2003年2月に発足しています。

(2) 農水省の意向に沿う調査と判断

漁業被害と干拓事業との因果関係を認めようとせず、中・長期開門調査の実施に抵抗する農水省に対して、漁民側は直接交渉を重ねつつ司法に救済の道を求めました。以下がその経過です。

2002年10月 諫早湾干拓工事差し止めを求めて佐賀地裁に提訴

2003年4月 公害等調整委員会（公調委）に原因裁定を申請

2004年8月 干拓工事の差し止めを命ずる仮処分を決定（佐賀地裁）

2005年5月 干拓工事差し止めの仮処分の取り消し（福岡高裁）
同年8月 公調委が原因裁定の訴えを棄却
同年9月 干拓工事差し止め仮処分の取り消しを支持し控訴棄却
（最高裁）

2006年12月 有明海評価委、最終報告

佐賀地裁の仮処分決定は漁業被害と干拓事業との法的因果関係を明確に求めたものの、福岡高裁・最高裁の決定は高度の因果関係の証明を漁民側に求めたものでした。それでも中・長期開門調査の必要性には言及していました。

公調委では、選任された研究者による専門委員報告書がおおむね因果関係を認める一方、委員による裁定書は、高度の蓋然性で立証するにはデータが乏しくて判断できないと、自らが選任した専門委員の報告書を否定して申請を棄却しました。

有明海評価委最終報告は、有明海の長期的で緩やかな変化のみを強調し、干拓事業による環境影響の度合いは不明であるとした、国の代弁のような報告でした（有明海特措法改正により、評価委は存続となり、現在も活動を続けています）。

2008年6月の佐賀地裁判決に対しては、農水省は、福岡高裁に控訴する一方、開門調査が可能かどうか環境アセスメント（開門アセス）を行うという若林農水大臣談話を発表し、開門阻止の根拠となるデータづくりに奔走しました。

そのような中で、2008年4月には新干拓地での営農が開始され、干拓工事の中止を求める運動から、新干拓地での営農を前提とした水門開放を求める運動に局面が変化していきました。農業と漁業が共存した形で、有明海再生のために不可欠な諫早湾の開門を実現することが当面の目標になりました。

しかし、甚大な漁業被害は続きます。赤潮と貧酸素により魚介類は死滅し、調整池ではアオコやユスリカが大発生します。2008年8月には潮受け堤防前面に極度の貧酸素を示す青潮も発生。深刻な環境悪化と漁業被害は2016年現在も続いています。

(3) 確定判決の無力化を図る国

●再び開門に触れない有明海再生策

開門確定判決に対しても、農水省は、訴訟を通じてこれを無力化しようと

する一方、再び開門に触れない有明海再生策で解決を図ろうとしています。2016年1月に長崎地裁が示した和解案では、開門しないことを前提に、その代替措置として解決金と有明海再生策の実施が挙げられました。

有明海特措法の施行から13年。この間、開門を抜きにした有明海再生策に投入した経費は農水省関係だけで433億円にもなり、他省庁や4県の独自事業、調整池の水質改善事業を合わせると1000億円以上にもなります。しかし、有明海は再生するどころか、漁業被害がますます深刻になっています。

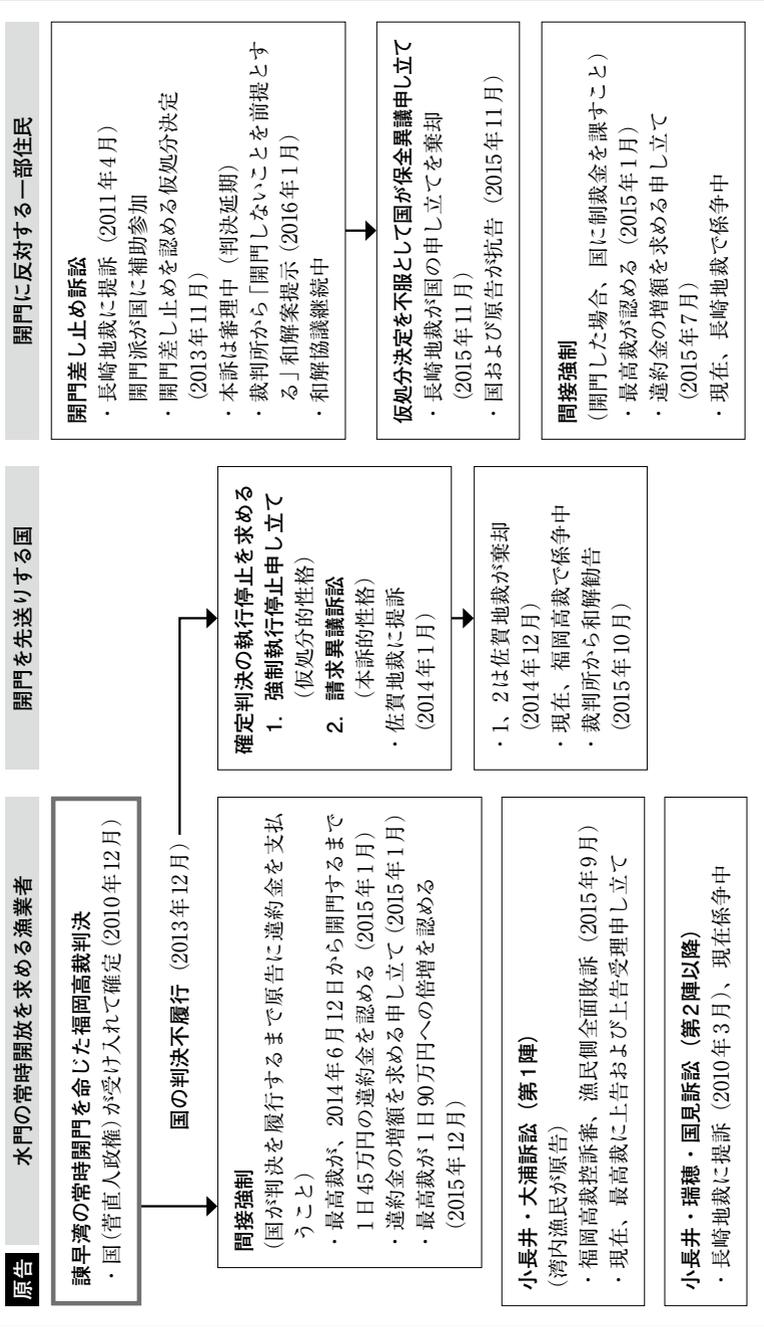
●開門アセスと訴訟を通じた無力化

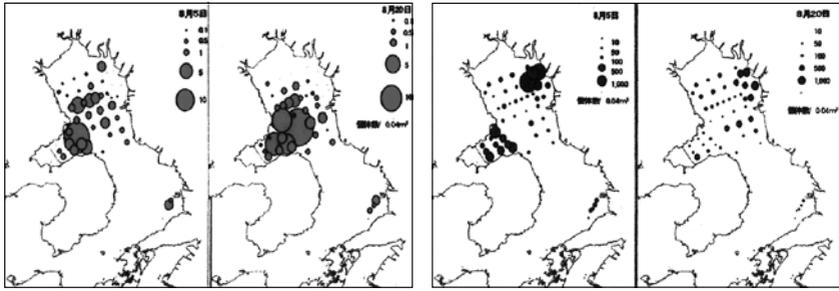
判決確定を受けた農水省は、「開門アセス取りまとめ中」を理由に開門準備をサボタージュし続けました。その開門アセス評価書（2012年11月公表）では、開門当初から全開（ケース1）、段階的に海水導入量を増加させ最終的に全開（ケース2）、短期開門と同じく調整池の水位を制限した開門（ケース3-1および3-2）の4つケースを想定し、いずれも「開門による潮流や水質等への影響はほぼ諫早湾内に止まり、有明海の環境改善につながる具体的効果は期待できない。諫早湾内では浮遊物質（SS）が増加するなど悪影響すらある」とする報告を行い、開門に反対する長崎県などに都合の良い報告を提供しています。

そして、2011年4月に提訴された開門に反対する一部住民による開門差し止め訴訟（図6参照）においても、この報告は利用され、農水省は確定判決が認めた因果関係を受け入れずに、被告である国が開門に反対する原告と馴れ合い裁判を行い、2013年11月に開門差し止めの仮処分決定が長崎地裁より出されました。開門反対住民に対する説明においても、農水省は、短期開門調査と同じ水位管理であるケース3-2の制限開門しか行わないこと、調査結果に関わらず5年後には海水導入を止めることを明言しています。しかし、それでは常時全開を命じた確定判決の履行にならないことは言うまでもありません。

2015年9月に判決が出た福岡高裁での小長井・大浦訴訟控訴審（図6参照）では、漁業者ごとの具体的な被害の立証が必要として漁船漁業の被害を認めず、タイラギやアサリ被害については「被害は認めるが、高度の蓋然性を伴う立証があるとは言えない」として因果関係を認めませんでした。判決は、先に述べた有明海評価委の報告や公調委の原因裁定書、農水省の環境モニタリン

図6 諫早湾干拓の開門をめぐる訴訟 (2016年4月現在)





タイラギ幼生の水平分布 (個体数/0.04m²)

二枚貝類幼生の水平分布 (個体数/0.04m²)

図7 タイラギ幼生と二枚貝類幼生の水平分布。2003年8月5日(左各)、8月20日(右各)の調査。第9回有明海・八代海総合調査評価委員会(2004年5月)の資料より

グや開門アセス評価書など、閉め切りとの因果関係を曖昧にした国側の調査報告を基にしており、行政追隨の内容でした。

●開門調査をタブー視する有明海評価委

先に述べた有明海評価委もまた、確定判決の無力化を後押ししています。有明海評価委では、開門調査を論じることはタブー視されているからです。2011年10月の会合で、委員から開門調査に対する委員会のスタンスを問われて、「この評価委員会では取り扱わないこととするのがよいのではないか」などと環境省の事務局が答えています。

事務局の姿勢が顕著に表れているのが諫早湾のタイラギです。諫早湾はタイラギをはじめとした二枚貝類の幼生が生育する大切な海域であり、そのことは2004年5月の第9回有明海評価委の資料にも示されていました(図7)。ところが、その後の審議では佐賀県・福岡県沖のタイラギ、二枚貝類の検討が中心となり、諫早湾がタイラギ減少の評価対象から除外されてしまいました。2015年11月に行われた有明海評価委の小委員会では、資料中の諫早湾の考察でアサリしか取り上げられなかったため委員から質問が出ましたが、事務局は「諫早湾では1993年以降タイラギ漁は行われておらず、評価に必要な情報が得られなかったため、2013年3月の第31回有明海評価委において諫早湾を評価対象から除外した」と説明しています。タイラギが1993年以降休漁を余儀なくされた原因は何なのか、貧酸素や底質の泥化はなぜ起こるのかまで踏み込まなければ、有明海再生の根本的な対策は見えてきません。諫早湾の

タイラギの不漁は干拓事業が大きく影響していることは明らかですが、そのことが議論の^{そじょう}俎上に載ることを避けるために、評価委事務局は意図的な運営を行っているのです。

また、有明海評価委と関係が深い民間の組織である有明海再生機構では、「開門調査が閉め切りの影響の検証につながるかどうかは疑問」などと、ノリ第三者委の開門見解に否定的な報告を行っています（2014年8月30日に行われたシンポジウム「『開門調査』から“有明海の未来”が見えるか」など）。

5. 開門調査の実現を求めて

「わずか250mの排水門を開放しても、潮受け堤防がない場合を再現できるわけではなく、形成される干潟も極めてわずかなので、潮流や貧酸素、干潟の浄化機能等に関する知見を得ることは困難」として、開門調査の意義を否定する主張があります。たしかに7kmの潮受け堤防に比べればわずかな開け幅です。しかし、現在のように、調整池からいきなり汚濁した淡水が海水の上に排水されて塩分成層が形成されることに比較して、水門開放により調整池に海水を入れることで、混合・浄化された汽水を諫早湾へ排出することができます（図4）。赤潮や貧酸素水の原因となる塩分成層を弱める意味で、このことは相当大きな効果をもたらすことが期待されます。

実際、現状の水位管理と同じ状態で実施した短期開門調査では、わずか27日間の開門にもかかわらず、調整池内部の水質はもちろん、有明海の底生生物（特にヨコエビ類）が大きく増加したことが報告されています（4章2、3節参照）。佐賀県のタイラギ漁や諫早湾内のアサリ漁もその翌年は回復しました。

開門調査は、有明海の環境変化の原因を探り、その回復の方策を探る調査の一環であり、具体的に言えば、干拓事業が有明海異変を引き起こしたという指摘が合っているかどうか検証するためのものです。シミュレーションには限界があり、実証による確認が不可欠です。

2015年11月の長崎地裁による保全異議決定での認定被害によれば、開門による営農へのリスクは、おおむね通常時の潮風害に限られることから、国が十分な対策を施せば解決できます。開門による改善効果が有明海全域まで及ばなかったとしても、諫早湾とその近傍に一定の効果が見られるならば、干拓事業との因果関係は十分確認することができます。また、もし開門して

も何の効果もないことが明らかになれば、干拓事業と漁業被害の因果関係を否認する農水省の主張が正しいことが確認されるのですから、因果関係をめぐる争いに終止符を打つためにも開門調査は不可欠です。裁判において、そのすべがない漁民側に因果関係の高度の蓋然性の立証を求める一方で、より明確な立証に不可欠な開門調査を行わないという国の不作為が許されることは公平性を欠いています。

開門確定判決やノリ第三者委の開門調査を求める見解の無力化を図る国の力に抗していくためには、確かな知見に基づいた科学の力を結集し、開門調査の必要性や可能性を再確認する必要があります。次章以降では、研究者の方々より最新の研究成果を紹介していただき、諫早湾干拓事業の問題点や有明海再生の課題などについて詳しく論じていただきます。

諫早湾の水門開放から有明海の再生へ ―最新の研究が示す開門の意義―

2016年5月9日 発行

編集 諫早湾開門研究者会議

発行 有明海漁民・市民ネットワーク

(東京事務局)

〒171-0032 東京都豊島区雑司が谷3-11-4-205 SYスタジオ内

TEL/FAX 03-3986-6490 Eメール ph@ariake-gyomin.net

ウェブサイト <http://www.ariake-gyomin.net>

頒価 1200円 (税込み)

* 本書はHSBCグループの支援を受けて作成しました。